

12

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2020 第786号

- 特集1: 令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について
- 特集2: 高年齢者雇用安定法の改正について～70歳までの就業機会確保～



「出水の空に舞う鶴(出水市)」



ここは、
芋の
酒の
国。



華やかにして、美しき味わい。

産地呼称。
それは、信頼の証です。

GI Satsuma



薩摩焼酎

「黒麹仕立て 桜島」は、
鹿児島県産さつま芋だけ
を使い、南薩摩で蒸留瓶
詰めされた生粋の「薩摩
焼酎」であることを公的機
関より認証されています。



南薩摩さつま芋仕込
桜島
さくらじま
黒麹仕立て

黒麹仕立て

「黒麹仕立て 桜島」は、穫れ立ての
南薩摩産さつま芋を黒麹で丹念に
仕込み、芳醇な香りと深く濃い味わい
へと仕上げた生粋の薩摩焼酎。
焼き芋を思わせる香ばしさと、濃厚
なトロリとした甘さと旨さを持つ、
黒麹の特徴を存分に生かした本格
芋焼酎です。

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒はお控え
ください。お酒は楽しく適量を。本坊酒造株式会社 本社/鹿児島市南栄3丁目27番地 TEL099-210-1210 www.hombo.co.jp

CONTENTS

特集	令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について	2
	高年齢者雇用安定法の改正について	4
	～70歳までの就業機会確保～	
中央会の動き	8
	● 「テレワーク」時代の思わず本音をしゃべりたくなる話し方 ～組合員・組合役員講習会を開催～	
	● 令和2年度年末調整の改正点について学ぶ ～組合事務局講習会を開催～	
	● 逆境に負けない、強い組織の作り方 ～鹿児島県中小企業団体中央会青年部会 青年部講習会を開催～	
	● 令和3年度固定資産税軽減措置について学ぶ ～商業・サービス業研究会を開催～	
教えてぐりぶー!組合運営	10
	● 第72回「組合非常勤役員の社会保険等の適用対象の有無」について	
業界情報	12
	令和2年10月 情報連絡員報告	
倒産概況	15
	令和2年11月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	16



訃報

本会元会長玉利半三殿は、12月6日、享年94歳にて永眠されました。

昭和63年から平成18年の長きにわたり本会の会長として、地域経済の繁栄にご尽力されました。

ここに生前のご厚誼を深謝し、謹んでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の令和3年度固定資産税・都市計画税が減免されます。軽減措置を受けるためには、事前に認定経営革新等支援機関等から確認書の交付を受けた上で、市町村に申告する必要があります。本誌では、減免率や申告期限・申告方法について概略をまとめました。

1. 対象事業者

- 中小企業者・小規模事業者(法人・個人)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2～10月の**任意の連続する3カ月の事業収入の合計**が前年同期と比較して30%以上減少している

中小企業者・小規模事業者とは？

法人…下記の①又は②に該当する法人(大企業の子会社等は除く)

- ① 資本金又は出資金の額が1億円以下
- ② 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下

個人…常時使用する従業員の数が1,000人以下

2. 減免対象

- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)
- 事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)
- **土地は対象となりません。**

3. 減免率

対象事業者(法人・個人)は、令和3年度課税の1年度分に限り、事業収入減少割合に応じて固定資産税及び都市計画税が以下のとおり軽減されます。

令和2年2～10月の任意の連続する3ヶ月間の 事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

4. 申告方法

STEP①申告書作成

各市町村のホームページ等から申告様式を入手し、申告書を作成

<認定経営革新等支援機関等に提出する申告書類>

- A) 申告書(各市町村ホームページよりダウンロード)
事業収入割合、特例対象資産一覧、中小企業者等であること等についての誓約等【申告書における誓約事項】
 - ✓ 事業収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響によること
 - ✓ 性風俗関連営業を営んでいないこと
 - ✓ 大企業等に該当しないこと
- B) 事業収入の減少を証する書類
会計帳簿や青色申告決算書の写し等
- C) 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書等)



STEP②確認依頼

申告書を認定経営革新等支援機関等に提出し、確認を依頼

「認定経営革新等支援機関等」とは？

税理士、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、青色申告会等が該当します。詳細や対象機関の一覧は、中小企業庁ホームページをご確認ください。

STEP③申告書確認

認定経営革新等支援機関等が申告書を確認・押印等の上、申告者に返戻

STEP④軽減申告

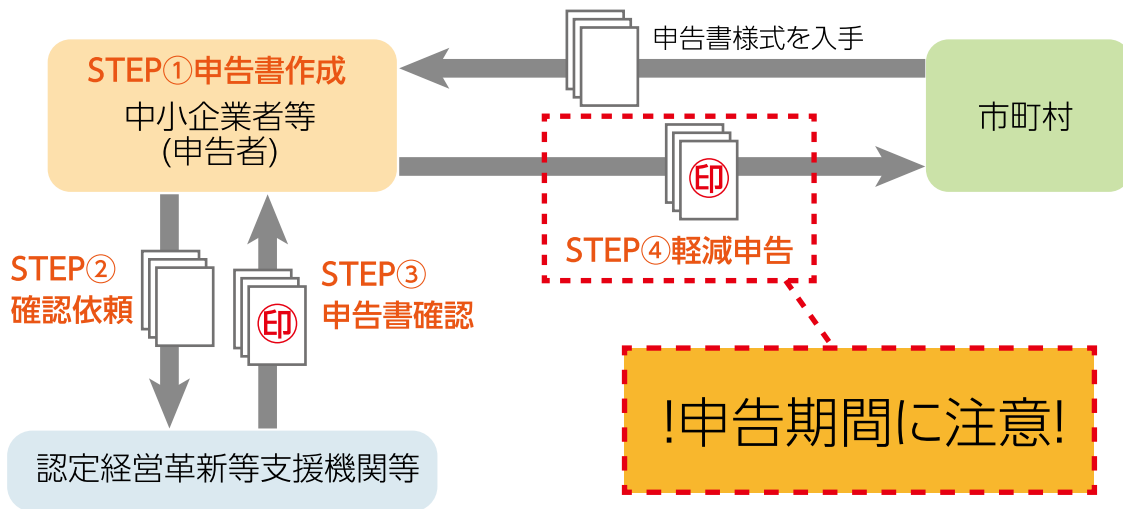
申告書一式(確認済)を市町村に提出

<市町村に提出する書類>

認定経営革新等支援機関等が確認した申告書及び同機関に提出した書類一式

→STEP①の書類A~C(認定経営革新等支援機関等確認済)一式

<申告の流れ>



5. 申告期間

市町村への申告受付期間(上記のSTEP④)

令和3年1月4日 ~ 1月31日

- ※ 市町村への申告に先立ち、早めに認定支援機関から確認を受けてください。
- ※ **2月1日(月)消印有効を期限とする市町村**があります。詳細は各市町村にお問い合わせください。



申告期間を過ぎてしまうと、軽減措置を受けることができなくなります。対象事業者の方は、早めの申告を心掛けてください。

働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)」の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。今回の改正内容について、概要を掲載します。

1. 高年齢者雇用安定法について

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保(義務)～

- **60歳未満の定年禁止(高年齢者雇用安定法第8条)**
事業主が定年を定める場合は、その**定年年齢は60歳以上**としなければなりません。
- **65歳までの雇用確保措置(高年齢者雇用安定法第9条)**
定年を65歳未満に定めている事業主は、以下の①～③**いずれかの措置**(高年齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。
 - ① **65歳までの定年引き上げ**
 - ② **定年制の廃止**
 - ③ **65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等)を導入**
→継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。

令和3年4月1日から施行

改正POINT! 70歳までの就業機会の確保(努力義務)

65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、以下の**高年齢者就業確保措置①～⑤いずれか**を講ずるよう努める必要があります(努力義務)。

<高年齢者就業確保措置>

- ① **70歳までの定年引き上げ**
- ② **定年制の廃止**
- ③ **70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入**
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
- ④ **70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入**
- ⑤ **70歳まで継続的に以下のaまたはbの事業に従事できる制度の導入**
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

【高年齢者就業確保措置の努力義務を負う事業主】

- > 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- > 65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主

2. 留意点

高齢者就業確保措置を講ずるにあたっては、下記の点に留意する必要があります。

- ✓ いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ✓ 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高齢者にいずれの措置を適用するかについては、個人の希望を十分に尊重して決定する必要があります。
- ✓ 高齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ✓ 高齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。

3. 取り組み事例

すでに65歳を超える高齢者を雇用している企業について、取り組み事例を紹介します。また、制度の導入は複数の措置を組み合わせることも可能です。

事例紹介 65歳までの定年引上げ+上限年齢のない継続雇用

業種：専門サービス業（補償コンサルタント業（測量・建築設計業務））

従業員数：32人（60～64歳9.4%、65～69歳15.6%、70歳以上6.3%）

取り組み内容：

- ・社内業務の安定的な継続のため、**定年年齢を65歳に引き上げ**。
- ・65歳以降は本人の健康状態と意思に係る条件を設定した上で、**年齢の上限なく継続雇用**。
- ・短時間勤務・隔日勤務の選択が可能。
- ・足場が悪い現場での測量等現地調査における労働災害のリスク削減と作業の効率化のため、ドローン技術を導入。
- ・比較的安全な場所でドローンを操縦、撮影した映像等から図面の作成が可能。
- ・健康管理面では全従業員対象の人間ドックに頸動脈超音波検査の実施（動脈硬化の早期発見）や5年ごとに脳ドックを取り入れるなどの取組も実施。

新技術導入により作業負荷の軽減・労働災害のリスクが大幅に軽減。柔軟な勤務形態により高齢者に魅力的な会社に。

- ★ 65歳を超えた高齢者を雇用している企業の取り組み事例等の情報は、下記URLをご参照ください。

【高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ】

<https://www.elder.jeed.or.jp/>

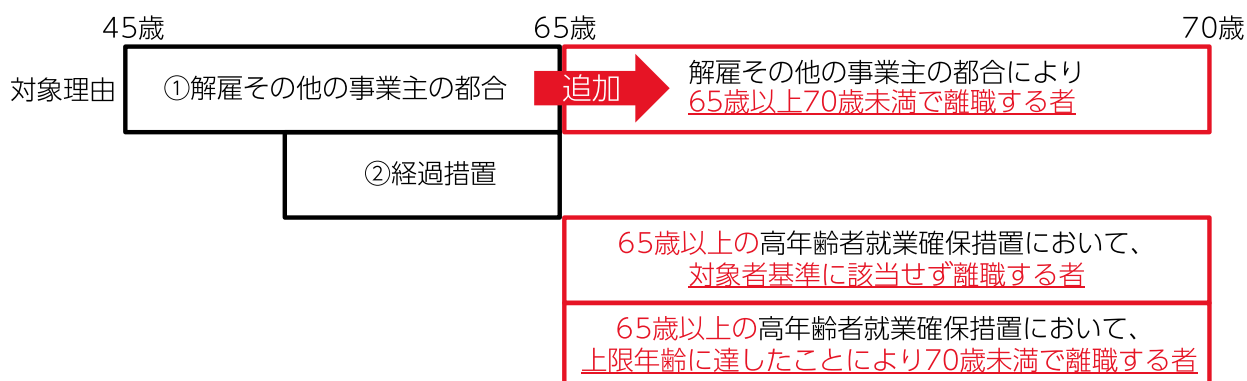


4. 高年齢者等が離職する場合について

現行制度では、解雇等により離職する高年齢者等には、(ア)求職活動に対する経済的支援、(イ)再就職や教育訓練受講等のあっせん、(ウ)再就職支援体制の構築などの再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。また、同一の事業所において、1か月以内に5人以上が離職する場合は、多数離職届を(離職者数や当該高年齢者等に関する情報)をハローワークに提出しなければなりません。

改正POINT! 対象者範囲の拡大

今回の法改正で70歳までの就業確保措置が努力義務となったことにより、再就職援助措置、多数離職届の対象となる高年齢者等が次のとおり追加されました。



<現行制度の対象者>

対象①: 解雇その他の事業主の都合により離職する45歳～65歳までの者

対象②: 平成24年改正の経過措置として、継続雇用制度の対象者について基準を設けることができ、当該基準に該当せずに離職する者



高年齢者雇用安定法について、詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html



その印刷に高付加価値を。

IMPACT.P の **EASTASAH**
PRINTING COMPANY

〒891-0122 鹿児島市南栄3丁目30-7
TEL.099-266-5522 FAX.099-266-5523 <https://eastasahi.com>



中小企業かごしま 2020.12

BESTパートナー

ALL for ALL. **大樹生命**
ひとつひとつの、夢によりそう。 日本生命グループ



よりそう保険。



無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

大樹生命保険株式会社 南九州支社

〒892-0846 鹿児島市加治屋町18-8 TEL : 099-226-6311

<https://www.taiju-life.co.jp/>

「テレワーク」時代の思わず本音をしゃべりたくなる話し方 ～組合員・組合役員講習会を開催～

12月1日(火)、鹿児島市の城山ホテル鹿児島において、組合員・組合役員講習会を開催しました。講師に、フリーアナウンサーの古瀬絵理氏をお招きし、『「テレワーク時代」の思わず本音をしゃべりたくなる話し方』と題してご講演いただきました。

講師は、相手が思わず本音をしゃべりたくなり、円滑にコミュニケーションを取れるようにするためにどのような心掛けが大切かという内容について、自身の経験に基づき分かりやすく丁寧にお話しされました。

参加者は熱心に耳を傾け、オンラインでも対面でも、コミュニケーションの本質は変わらないことに気づく良い契機となりました。



講師 古瀬絵理 氏

令和2年度年末調整の改正点について学ぶ ～組合事務局講習会を開催～

11月20日(金)、鹿児島市の鹿児島サンロイヤルホテルにおいて、組合事務局講習会を開催しました。

今年度の年末調整は多くの改正点がありましたが、税務署による説明会は新型コロナウイルスの影響により中止され、WEB上での周知になりました。

そこで、鹿児島税務署の職員をお招きし、昨年度との変更点や書類作成時の注意点、手続きの電子化等についてご説明いただきました。主な改正点として、「給与所得控除額の改正」「基礎控除及び所得金額調整控除の改正」「寡婦(寡夫)控除の改正」「ひとり親控除の新設」等が挙げられます。

年末調整の詳細については、国税庁が発行する「令和2年度年末調整のしかた」もご確認ください。
(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>)

参加者は年末調整の改正点について理解を深め、組合運営に役立つ講習会となりました。



組合事務局講習会の様子



鹿児島市の繁華街「天文館」に位置しショッピングや観光に便利なシティホテル。
大小宴会場、料亭竹千代、ダイニング皇'(ひめらぎ)
鉄板焼き いずみ華鶴和牛薩摩など多数の飲食施設も充実。

ホテル・レクストン鹿児島
LEXTON
鹿児島県鹿児島市山之口町 4-20
予約お問合せ ☎ 099-222-0505
お気軽にお問合せ下さいませ。



逆境に負けない、強い組織の作り方

～鹿児島県中小企業団体中央会青年部会 青年部講習会を開催～

12月2日(水)、鹿児島市国際交流センターにおいて、本会青年部会(堂園春樹会長)が組合青年部の活性化と後継者育成を目的とした青年部講習会を開催しました。

講師に株式会社minitts 代表取締役 中村朱美氏をお招きし、「コロナ×中小企業～逆境に負けない、強い組織の作り方～」と題してご講演いただきました。中村氏は、1日100食限定ランチ営業のみの国産牛ステーキ丼専門店 佰食屋を経営し、これまでの飲食店の常識を覆す経営モデルで脚光を浴びています。



講師 中村朱美 氏

講師は、「これからの企業経営は、感染症や自然災害等の有事に対応可能な経営基盤を整えることが重要である。経営資源に乏しい中小企業は、『愛』を付加価値として綿密な経営計画を立ててほしい。幸せな働き方を日本中に広げていきたい。」と述べられました。

参加者は、コロナ禍の中でも積極的に事業を展開する講師の話に熱心に耳を傾け、自身の事業のヒントを得ることができました。

令和3年度固定資産税軽減措置について学ぶ

～商業・サービス業研究会を開催～

12月8日(火)、鹿児島市の鹿児島サンロイヤルホテルにおいて、商業・サービス業研究会を開催しました。

本研究会では、税理士法人さくら優和パートナーズの所長(税理士)の貫見昌良氏をお招きし、「新型コロナウイルス対策!固定資産税の減免措置について」と題してご講演いただきました。



商業・サービス業研究会の様子

講師は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、令和3年度の固定資産税(償却資産と事業用家屋)負担が軽減される旨説明し、事前に認定支援機関等により収入減少等の確認を受ける必要があることなど解説しました。

本研究会には、リモートを含め50名近い参加者があり、熱心に理解を深めていました。

締切間近! **12月31日**までに当協会の保証申込受付が必要となります

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金

【借入限度額4,000万円】

3つのポイント

保証期間10年
(うち、据置最大5年)

貸付利率(実質)3年間0%
以降は1.7%~1.9%

信用保証料0%

条件変更に係る保証料はお客様負担

※本件掲載以降に、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱等が改正され、この制度の取扱期間の延長などがあった場合は、同制度要綱等に従います。最新情報については、当協会HP/LINEにてご確認ください。

一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

HP LINE TEL ☎
保証部
099
223-0271

(掲載情報は11月25日時点のものです)

第72回「組合非常勤役員の社会保険等の適用対象の有無」について

本組合の代表理事（非常勤）は、株式会社Aから役員報酬を受けています。今後、本組合からも役員報酬を支給する場合、社会保険や労働保険の適用対象となるのでしょうか。



はい!お答えします!



1. 社会保険(健康保険・厚生年金)の適用について

健康保険・厚生年金保険では、非常勤役員であっても

- 労務の対価として報酬を受けている者
- 組合の運営に関与する者

は、原則として適用対象になるとされています。なお、適用の対象となった場合、社会保険料の計算は、株式会社Aと組合の報酬額を合算した額を基準とします。

(1) 労務の対価性の有無について

当該代表理事の業務の実態が、組合運営への参画に伴う経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として経常的に支払いを受けるものであるかを基準に判断するとされています。

(2) 組合運営への関与の有無について

当該代表理事による運営への関与については、主に以下の基準により判断し、関与が認められる場合には、適用の対象となります。

- ① 役員会等に出席し、議決権等を行行使しているか
- ② 職員等に対して指揮命令権を有しているか

2. 労働保険(労災保険・雇用保険)の適用について

労働保険の適用対象は、労働者となっていることから、原則として役員には適用されません。



実態等により判断が異なるので、個別のケースについては、年金事務所等に確認してほしいぶー

中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。
経営者・役員・従業員とそこご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための
退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。



業務上の災害の備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

☆オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

☆パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！



病気やケガで働けなくな
ったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。



組合と共に明日を拓く中央会
鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。

業界情報 (令和2年10月)

令和2年10月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

「業界の景況」「売上高」「収益状況」の主要3指標が若干改善した。

GoToキャンペーン等の適用業種は、一定の景況改善を実感しているようである。しかしながら、修学旅行や運動会、イベント等の開催は縮小や中止を余儀なくされており、依然として厳しい状況に変わりはない。

一方、建設業の一部業種(管工事、電気工事、造園工事)では、新型コロナウイルス感染症による景況への影響は小さいものの、人材不足を懸念する声がある。

【DI値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和2年9月	令和2年10月	
業界の景況	-30	-26	➡
売上高	-30	-27	➡
在庫数量	-14	-9	↗
販売価格	-2	-4	↘
取引条件	-12	-10	➡
収益状況	-27	-25	➡
資金繰り	-17	-16	➡
設備操業度	-9	-10	↘
雇用人員	-11	-15	↘

※比較結果 数値の範囲) ▲ = +10以上 ▲ = +5 ~ +9 ➡ = 0 ~ +4 ↘ = -1 ~ -9 ▼ = -9以下

DI値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

【前年同月比】

昨年10月は、消費増税前の駆け込み需要の反動で「収益状況」「業界の景況」「売上高」が大きく落ち込んだが、今年度は新型コロナウイルス感染症が景況に影響し、前年を下回る結果となった。

これから冬を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症の第3波が懸念される中、事業存続のために国や地方公共団体のさらなる支援を求める声がある。

【DI値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和元年10月	令和2年10月	
業界の景況	-15	-26	▼
売上高	-12	-27	▼
在庫数量	-3	-9	↘
販売価格	0	-4	↘
取引条件	-3	-10	↘
収益状況	-18	-25	↘
資金繰り	-5	-16	▼
設備操業度	-5	-10	↘
雇用人員	-6	-15	↘

製造業

【食料品(味噌醤油製造業)】

10月の売上は昨年並みの落ち着いた動きだった。しかし、前年10月は消費税が改定され、食品は税率8%に据え置かれたものの、前年9月には若干の仮需が発生し、その分前年10月は売上が落ち込んでいた。その状態と同程度の動きだったため、新型コロナウイルス感染症の影響を差し引いても需要の回復には程遠い状況である。

【食料品(酒類製造業)】

(令和2年10月分データ) (単位kℓ・%)

区分	R1.10	R2.10	前年同月比	
製成数量	21,191.4	19,726.7	93.1%	
移出数量	県内課税	2,962.3	3,207.4	108.3%
	県外課税	4,431.9	5,008.5	113.0%
	県外未納	2,614.4	1,895.8	72.5%
在庫数量	225,475.9	215,552.4	95.6%	

新型コロナウイルス感染症、さつまいもの基腐病の影響等により、製成数量等が減少している。

【食料品(漬物製造業)】

GoToトラベルの効果で宿泊施設の予約が増加しているようだ。地域クーポンにより、買い物のインセンティブにもなっている。取扱店がもっと増える

べきであり、かつ2月以降事業継続の必要性を感じた。

【食料品(蒲鉾製造業)】

運動会や修学旅行の中止に加え、予定されていた国体も延期となり、県内外の客が少なく、非常に売上が悪かった。ただ、20日頃からGoToトラベルやGoToイートの利用客が増え、少しずつではあるが空港・JRの利用客も増え、売上也戻りつつある。空港の売上は前年比50%だった。天文館プレミアム商品券の効果もあり、県内のデパートは前年比83%、県外のデパートも物産展を再開し、売上也好調である。全体での売上は前年比76%だった。

【食料品(鯉節製造業)】

本節製造者の操業度は70~75%程度で、雇用人員として帰国できない実習生が在籍しており、人件費の捻出が困難である。雑節製造は操業度を持ち直しつつあるが、業界全体としては非常に厳しい状況である。

【食料品(菓子製造業)】

例年盛況を呈するハロウィン等のイベントも縮小せざるを得ない状況で、イベント出店も少ない。開催されても密を避けるために大々的に実施できない状況が続いており、土産物を中心とする店舗が厳しいようだ。



【食料品(茶製造業)】

共販実績で今年度(2~10月)の累計売上高は前年比81%、**10月単月では前年比30%**で推移した。例年10月にある九州交換会が中止となり、10月の売上が減少した。

【本場大島紬織物製造業】

新型コロナウイルス感染症の影響により、業界の動きは鈍く、先の読めない中で何とか現状を維持している。**販売実績は横這い。検査反数は前年同月より増加したが、年間では約1割減で推移している。**

【木材・木製品】

原木素材がやや強含みで推移しているものの、入荷量が減少するという現象が続いている。一方、**製材製品の動きは相変わらず横這いの薄商いで、こちらも入荷減少傾向にある。**いずれにしても、四囲の諸社会現象から先行きの見えない状況が続きそうである。

【木材・木製品】

新型コロナウイルス感染症の収束が依然として見込めないことから、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、国産材製品は、徐々に荷動きが出てきており、製品価格も極端な安値は一掃され、**出材量、価格ともに回復傾向にある。**

【生コン製造業】

10月度の**総出荷量は126,843立米(前年比98.8%)**、うち官公需は60,518立米(同比105.2%)、

民需66,235立米(同比93.5%))で官公需が増加、民需が減少となった。増加した地域は8地域(増加順に奄美南部135.9%、沖永良部130.3%、垂水桜島125.9%)で、残り8地域が減少(減少順に南隅30.9%、奄美大島77.6%、屋久島79.0%)となった。なお、鹿児島地域は前年比で官公需111.6%、民需90.0%の合計95.8%となっている。

【コンクリート製品製造業】

10月度の出荷量は、**8,610トンの前年同月比107.5%**となった。出荷実績は、鹿児島、南薩、始良伊佐、川薩地区において前年同月を上回り、それ以外の地区は下回る結果となった。熊毛地区は前月度に続き前年同月を下回り75%で推移した。受注量については、前月度に続き前年同月を下回っているが、今後の受注増に期待したい。

【鉄鋼・金属(機械金属工業)】

見積を提出しても受注に至らない。年内の仕事はあるが、**年明けの予定が立たず不安**を感じる。販売価格が下落しているため、原価管理に努め、適正価格を維持することが重要である。

【印刷業】

季節が冬へと変化するこの時期、新型コロナウイルス感染症が再度懸念される。県や市の支援金、持続化給付金等、**行政のサポートを受けながらの事業継続**は印刷業に限ったことではなく、多くの業種が同様のことと思われる。雇用を守るためにも事業を継続していかなければならない。

非 製 造 業

【総合卸売業】

前年同月は消費税引き上げ直後の買い控えがあったため、**前年同月比で売上は増加したが**、新型コロナウイルス感染症の影響や原材料価格値上げ等による業界環境の冷え込みは継続していると聞く。

【水産物卸売業】

前年同月比で、**数量108.1%、販売金額が99.8%、販売単価が92.4%**とようやく堅調な月となった。昨年も一昨年と比較して数字を伸ばしていたため、コロナ禍と夏場の影響を考えると健闘

したと思える。ただ、他業種では未だ厳しい状況にあることが伺えるため、経済界全体として共存共栄の道を進むことを望んでいる。

【燃料小売業(LPガス協会)】

11月積み中東産の液化石油ガスは、プロパンが430ドル(前月比+55ドル)、石油化学原料のブタンは440ドル(前月比+60ドル)と**前月より大きく上昇**した。原油市況は**堅調に推移**、LPガスは需要期に向かいインドと中国の**需要が増加**、加えてアメリカのハリケーン、輸送航路のパンマ運河の渋滞も影響したものと推測される。

ありがとう 地域に感謝!

“郷土のくらしを見つめる”



奄美信用組合

理事長 手島 博久



奄美市名瀬幸町6番5号 TEL 0997-52-711
<http://www.amamishinkumi.co.jp>



【中古自動車販売業】

昨年10月は、消費税増税の反動及び台風災害により非常に厳しかった。その分、今年10月は**少し改善**されたが、厳しい状況に変わりはない。一方で、新車販売も29%改善した。今後に期待したい。

【青果小売業】

売上は前年同月比**118.8%**、累計前年比**107.4%**で推移した。外食産業等への納品業者に関しては、依然として厳しい状況におかれているが、量販店は秋の収穫祭等のイベントを徐々に実施しており安定した売上を確保している。

【農業機械小売業】

現在の環境では**売り上げ増が見込めない**。

【石油販売業】

アメリカ大統領選を控え、原油の先行きが見通せない状況下でコロナ禍の不況が続いている。10月の**価格に大きな変動はなかった**が、上掲による動きに注意を要する。石油製品需要も戻りつつある半面、**人手不足は深刻**さを増している。いよいよ灯油シーズンを迎え、相応の寒さがやってくることを願う。

【鮮魚小売業】

魚の入荷は種類により少なく、増えても売れずに安値となる。サバがおいしい時期ではあるが、台風接近で入荷の少ない日が続き高値で推移した。GoToキャンペーンでやっと**市場に少し動きが出てきた**ようである。

【運動具小売業】

特別な変動はないが、組合員の動きは**今もなお低迷**している。

【商店街(鹿児島市)】

新型コロナウイルス感染症の対策としてプレミアム付商品券を販売した結果、飲食店では商品券を利用する**常連客に加えて新規客も増加**した。しかしながら、全体では減少している。

【サービス業(旅館業/県内)】

10月は修学旅行やキャンペーンを利用するお客様等で**先月より増加**した。その分、感染症対策を強化している。年末年始の過ごし方に変化があると予想されるため、今後も工夫してサービスを提供していく。

【測量設計業】

特に大きな**変化はない**。

【旅行業】

GoToトラベルキャンペーンが始まり約4カ月が経過したが、還付金入金の遅延、事業対象や地域共通クーポンの仕様変更等、**事業者側の負担が大きい**。また、事業者は報告事項の煩雑さや問い合わせへの対応に追われ、それに対する不満の声も上がっている。一方で、教育旅行(修学旅行)が10月に入り少しずつ動きだしているが、ほとんどが県内観光・宿泊である。

【建築設計監理業】

県、市町村等においては、公共工事の件数、請負金額が前年を下回る等厳しい状況が続いている。一方、**民間工事着工が前年を上回り**、新設住宅着工戸数も2カ月連続で前年を上回る等、わずかではあるが好材料も出てきていることから、今後に期待したい。

【自動車分解整備・車体整備業】

若干の**景気回復傾向**を感じている。10月の車検台数は前年に近い結果となった。

【電気工事業】

新型コロナウイルス感染症の影響で、民間工事が例年より若干減少している一方、官庁工事は例年通りに発注されている。雇用面では、電気工事士等の**技術者が不足**しており、各社募集をしても応募がない状態である。

【造園工事業】

前年同月と比較し、**全ての面で同程度**に推移した。夏場の最盛期処理もひと段落したが、今後は高木剪定等の業務も重なるため、年末を迎えるにあたり**人手の確保**が重要課題である。

【管工事業】

公共工事においては、年度末工期の発注が進み、**引き続き工事量は多い**状況にある。このような中、**業界の技術者不足**が更に目立つようになり、急な修繕工事に対応できない等の影響が出始めている。

【建設業(鹿児島市)】

特に大きな**変化はない**。

【建設業(南さつま市)】

南薩地区(南さつま市、南九州市、枕崎市)の公共工事(土木)は、**前年同月比で約50%減**と大きく落ち込んだものの、前年同期比では105%となっている。しかしながら、今後の発注があまり期待できそうにない。

【貨物自動車運送業】

県下165運送事業者の燃料購買動向は、前月と比較して**110.2%に増加**、前年同月と比較して**94.3%に減少**した。

【運輸業(個人タクシー)】

前年同月比4割減で推移した。GoToキャンペーンの効果が今一つで、地域共通クーポンの取り扱い団体でもあるが、運輸業界では恩恵が感じられない。人の往来が繁華街、観光地、名所旧跡等でも増加することを期待したい。

【運輸・倉庫業】

月初めの台風等の影響で野菜の出荷が遅れ、**物量が少なかった**。また、下り荷物も雑貨等が少ない状況であった。一方、燃料単価が若干下がっていることが、収支的に助けとなっている。

令和2年11月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

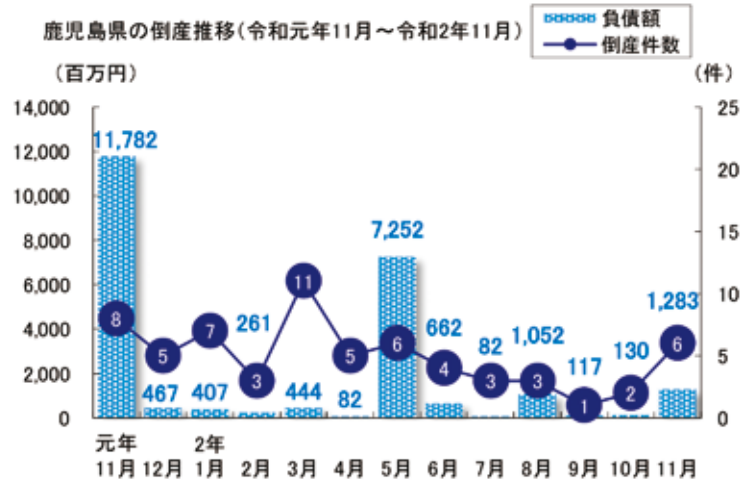
件数6件 負債総額12億8,300万円

〔件数〕前年同月比2件減 〔負債総額〕前年同月比89.1%減

ポイント

～倒産件数は2020年に入って3番目に多く、負債総額は2番目に多い～

- ◆鹿児島県の11月の倒産件数は6件で、前年同月比2件減だが前月比4件増となった。また、負債総額も前年同月比89.1%減だったが、前月比886.9%増となった。負債総額が前年同月より大幅に減少したのは、前年の大型倒産((株)B 109億4,400万円)の反動によるもの。
- ◆主因別は全て「販売不振」、態様別も全て「破産」。
- ◆業種別では6カ月ぶりに「卸売業」で倒産が発生。「不動産業」では11カ月連続で倒産が発生しなかった。「地域別」では6件中2件が離島だった。



【今後の見通し】

鹿児島県の11月の倒産件数は6件で、6カ月ぶりに5件を越え、負債総額は2020年に入り2番目に多かった。ただし、新型コロナウイルス関連倒産の発生はなく、6件中4件が休眠状態から破産に至っている。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の11月の景気DIは37.1で、前月より1.5ポイント改善した。7カ月連続の改善となり、その他を除く9業界中、6業界が改善となった。ただし、「GO TO トラベル」により観光業が好転しているとの声がある一方、業務用飲料や食料品の需要が伸び悩んでいるなど新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いているとの声の方が多く、景況感是不安定な状態が続くようである。

11月27日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として弱い動きが続いている」との判断を示した。生産活動では、電子部品が5G関連で堅調だが、9月の焼酎生産が4カ月連続、8月のかつお節生産が5カ月連続、10月の

紙パルプ生産が4カ月連続、それぞれ前年を下回った。畜産関連は、10月の肉用牛(和牛)の枝肉価格と鶏卵相場は前年を下回ったが、子牛出荷頭数、豚肉相場及び枝肉生産量、ブロイラー相場(もも肉・むね肉)は前年を上回った。

消費関連は、9月の百貨店・スーパー販売は飲食料品は増えたが衣料品が落ち込み全体として前年を下回った。ただし、10月の乗用車新車販売台数、軽自動車販売台数がそれぞれ13カ月ぶりに前年を上回った。観光関連は、10月の主要ホテル・旅館宿泊客数は18カ月連続で前年を下回った。

今月の倒産は過去の経営不振が原因のものがほとんどだが、倒産件数、負債総額ともに今年に入って比較的高い水準となった。新型コロナウイルス感染拡大の第3波が到来して以降「GO TO キャンペーン」など各種経済施策に水を差す形になっており、コロナを原因とした倒産が増える可能性は否定できず、今後の倒産発生状況を注視していく必要がある。

令和2年11月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様	備考
(株)S	発泡スチロール減溶剤販売	1,064	120,000	鹿児島市	破産	2009年頃事業停止
M(名)	木材・建材卸	73	-	大隅郡地区	破産	2019年9月事業停止
(有)B	大工工事	37	3,000	鹿児島市	破産	2019年10月事業停止
(有)M	スポーツ用品小売	35	3,000	熊毛郡地区	破産	11月事業停止
(株)L	弁当・惣菜小売	20	10,000	北薩地区	破産	
(有)S	元・写真館経営	54	5,000	鹿児島市	破産	2018年解散

※主因別では、「販売不振」6件。

中央会年始会

- 日 時 令和3年1月5日(火)
10:00~12:00
- 場 所 鹿児島市
「鹿児島サンロイヤルホテル」
- 参加料 3,000円
- ☆お問い合わせは総務企画課まで

諸制度改正に伴う
専門家派遣等事業講習会

- テーマ 中小企業が知っておくべき民法改正、
同一労働同一賃金のポイント
- 講 師 桃木野総合法律事務所
弁護士 桃木野 聡 氏
- 日 時 令和3年1月15日(金)
13:30~15:30
- 場 所 鹿児島市
「ホテルレクストン鹿児島」
- 参加料 無料
- ☆お問い合わせは総務企画課まで

連携強化(労働環境整備)研究会

- テーマ コロナ禍における働き方改革
と労務管理のあり方について
- 講 師 社会保険労務士法人 人事アップ
代表 岩切 勝造 氏
- 日 時 令和3年1月20日(水)
14:00~16:00
- 場 所 鹿児島市
「鹿児島サンロイヤルホテル」
- 参加料 無料
- ☆お問い合わせは総務企画課まで

令和3年1月

5日(火) 10:00~	中央会年始会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
15日(金) 13:30~	諸制度改正に伴う専門家派遣等事業講習会 「中小企業が知っておくべき民法改正、同一労働同一賃金のポイント」 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
20日(水) 14:00~	連携強化(労働環境整備)研究会 「コロナ禍における働き方改革と労務管理のあり方について」 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
28日(木) 13:30~	組合自治監査講習会 「監事の役割と監査の方法」 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」

令和3年2月

1日(月) 14:00~	IT活用セミナー 「新型コロナウイルスにより変化したデジタル化社会への対応について」 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
9日(火) 14:00~	連携強化(人材確保・人材育成)研究会 「中小企業における採用力の向上と教育体制の整備」 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
24日(水) 10:00~	組合決算講習会 「組合の決算実務について」 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会
鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL:099-222-9258 FAX:099-225-2904



表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



「©出水市」

今月の表紙

出水の空に舞う鶴 (出水市)

出水市には1万羽以上の鶴が越冬のために飛来し、10月から3月ごろまで滞留します。その数の多さと種類の多さは日本一と言われており、「鹿児島県のツルおよびその渡来地」として国の特別天然記念物にも指定されています。

鶴を観察するなら、鶴のねぐらとなっている干拓地の目の前に建つ「ツル観察センター」がお勧めです。12月から1月頃が最も多くの鶴を観察することができます。また、鶴の生態について知りたければ、日本で唯一の鶴の博物館「クレインパークいづみ」にも是非お立ち寄りください。



商工中金は、国とともに、 中小企業をサポートする公的金融機関です。

特長
その **1** 長期的な視点で
安定したお取引

特長
その **2** 中小企業の経営課題に対応する
総合的な支援

特長
その **3** 全国と海外のネットワークで
ビジネスをサポート

特長
その **4** 協調と連携で
地域経済の活性化の力に



本店 東京都中央区八重洲2-10-17
www.shokochukin.co.jp/

鹿児島支店 099(223)4101

〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24



個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定(当金庫内比較)

固定金利の半年複利(元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

∥ 安心、確実、お得に増やす ∥

定期預金 **マイナーベスト**

お役立てください県共済



- ❖ 火災共済(地震危険補償特約)
- ❖ 休業対応応援共済
- ❖ 自動車事故費用共済(まごころ共済)
- ❖ 生命傷害共済
- ❖ 医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ❖ 自動車総合共済(MAP)



鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小正 芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(県産業会館5階)

<http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai>

TEL:099(225)4218

FAX:099(227)3595

NEW!

平成29年7月 制度スタート!

中央会の **ビジネス総合保険制度**

**（事業活動を取り巻く様々なリスクから
会員事業者をおまもりします!）**

賠償責任リスク

管理ミスで資材置き場の材木が倒れ近くで遊んでいた子供がケガをした!



給排水管からの漏水により階下テナントを水浸しにさせた!



事業休業リスク

火災が発生し店舗を休業した!

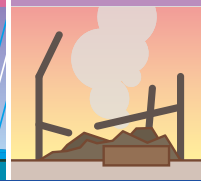


集中豪雨によってビルが水浸しとなり店舗も休業した!

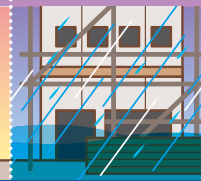


財物・工事のリスク

火災により店舗または設備が全焼した!



台風で建設中の建物が浸水した!



特長 1 中央会のスケールメリットによる**割安な保険料水準**

特長 2 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、**一本化してご加入**

特長 3 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを**総合的に補償**

特長 4 事業休業補償により災害に遭った際の**事業継続のための資金を確保**



引受保険会社で補償内容およびラインナップが異なります。保険の内容の詳細は各引受保険会社が作成するパンフレット等をご確認ください。

【制度運営】

全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号5階

TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

【引受保険会社(中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順)】

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●この広告は全国中小企業団体中央会が作成したものです。

●この広告はビジネス総合保険制度の概要を示したものです。保険の内容の詳細は引受保険会社が作成する約款、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

発行所/鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

電話: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

発行人/小正芳史 印刷所/株式会社イースト朝日

電話: 099-266-5522 FAX: 099-266-5523